

福島県消費者基本計画の策定について

令和2年11月2日
消費生活課

1 現状

地方消費者行政の充実・強化に向け令和2年4月1日に策定された地方消費者行政強化作戦2020において、「地方版消費者基本計画の策定」が政策目標の一つとして掲げられた。

本県においても、消費者問題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策を推進することを目指し、計画的・安定的な取組推進の前提として、第4期消費者基本計画を参考とした地方版計画を策定する必要がある。

2 消費者教育推進計画を兼ねた消費者基本計画策定について

(1) 意義

ア 新たに策定する福島県消費者基本計画に消費者教育推進計画としての側面を持たせることにより、関連施策等を踏まえた一体的な消費者教育の推進が図られる。

イ 新型コロナウイルス感染症への対応により策定期間が延期された新たな「福島県総合計画」の計画期間と歩調を合わせることによって、本県の消費者行政を効果的に推進することができる。

(2) 概要の比較

4頁参照。

3 消費者基本計画の策定に関する今後のスケジュール（案）

- 令和2年11月 消費生活審議会、消費者教育推進地域協議会
(消費者教育推進計画期間延長、消費者基本計画骨子案の審議)
- 令和3年 2月 消費生活審議会、消費者教育推進地域協議会
(消費者基本計画素案の審議)
- 令和3年 5月 消費生活審議会、消費者教育推進地域協議会
(消費者基本計画中間整理案の審議)
- 令和3年 7月 パブリックコメント
- 令和3年 9月 消費生活審議会、消費者教育推進地域協議会
(消費者基本計画案の審議)
- 令和3年10月 生活環境部内決裁（消費者基本計画の決定）

福島県消費者基本計画骨子案

第1 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

- ・福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例及び消費者基本法に基づき、県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画。
- ・消費者教育の推進に関する法律第10条に基づく消費者教育推進計画。

2 計画期間

次期総合計画の始期から令和7年度まで

第2 消費者を取り巻く現状と課題

1 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化

- (1) 高齢化の進行
- (2) ICT（情報通信技術）化の進展
- (3) 民法の改正による成年年齢引下げ
- (4) SDGsの採択
- (5) 多様化・複雑化する消費者問題、商品やサービスに対する不安
- (6) グローバル化の進展
- (7) 災害発生等に関連する消費者トラブル等
- (8) 消費者教育の推進の必要性

2 福島県における消費者被害の現状

第3 基本理念

県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる、消費者被害のない社会の実現

第4 施策の展開

1 消費者被害の防止と救済

- (1) 消費生活相談体制の充実・強化
- (2) 市町村の消費生活相談処理に対する支援
- (3) 多重債務問題への対応
- (4) 見守りネットワークの推進
- (5) 関係機関や消費者団体等、多様な主体との連携・協働

2 安全・安心な消費生活の確保

- (1) 商品等の表示等の適正化、消費生活取引の適正化
- (2) 消費者事故情報の収集・共有・周知
- (3) 食品の安全性の確保

3 震災復興関連事業

- (1) 食の安全・安心推進事業等
- (2) 自家消費野菜等放射能検査事業
- (3) 消費者風評対策事業

4 消費者教育の推進

- (1) 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
- (2) 若年者への消費者教育の充実・強化
- (3) 高齢者の消費者被害の未然防止
- (4) 社会情勢の変化に対応した消費者教育、情報提供
- (5) 多様な教育の担い手との連携

第5 計画の推進体制と進行管理

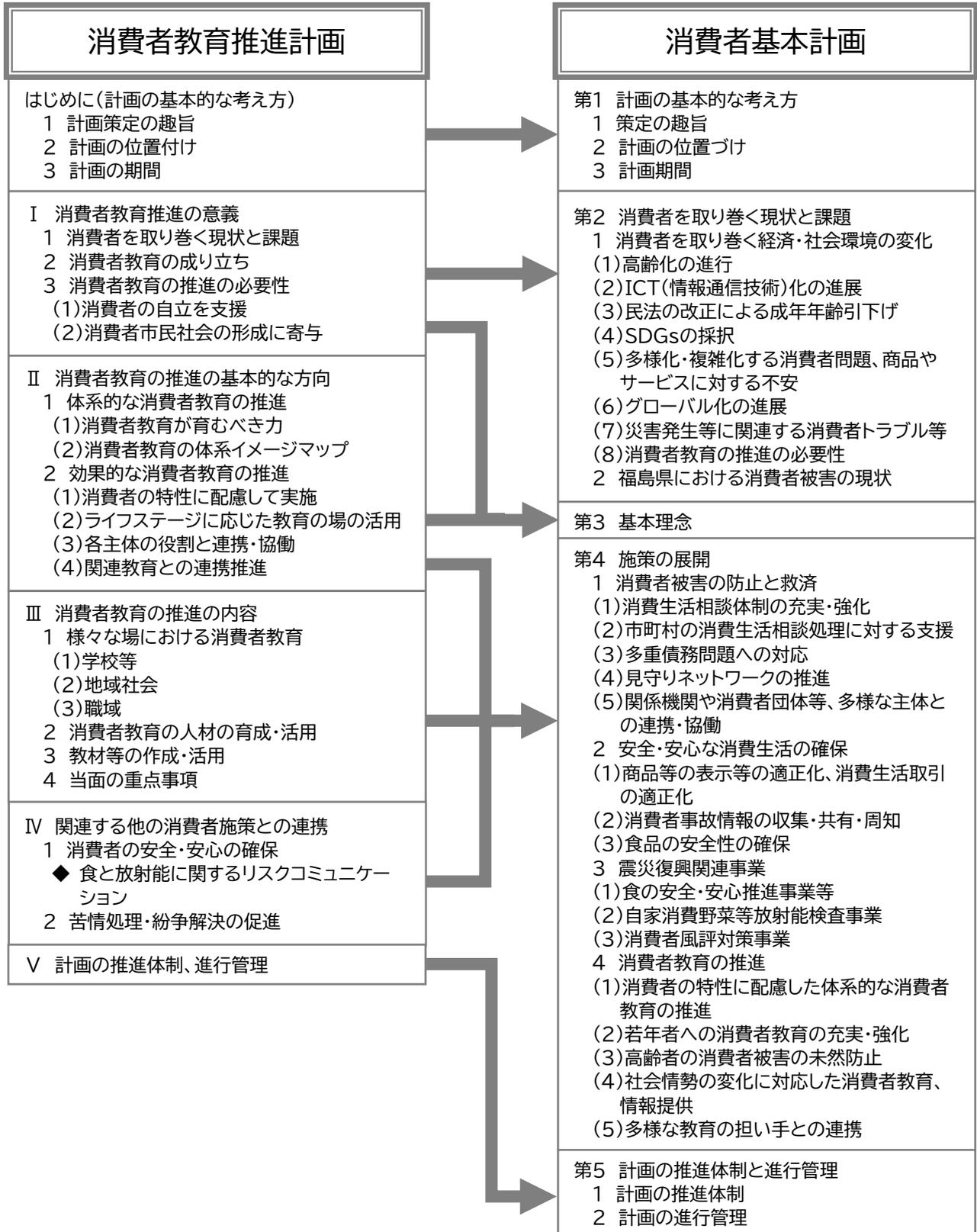
1 計画の推進体制

福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会に加え、庁内関係部局や市町村と連携し、計画的・効果的に推進する。

2 計画の進行管理

毎年度、事業の進捗状況について福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会に報告するとともに、県ホームページにおいて広く県民に公表する。

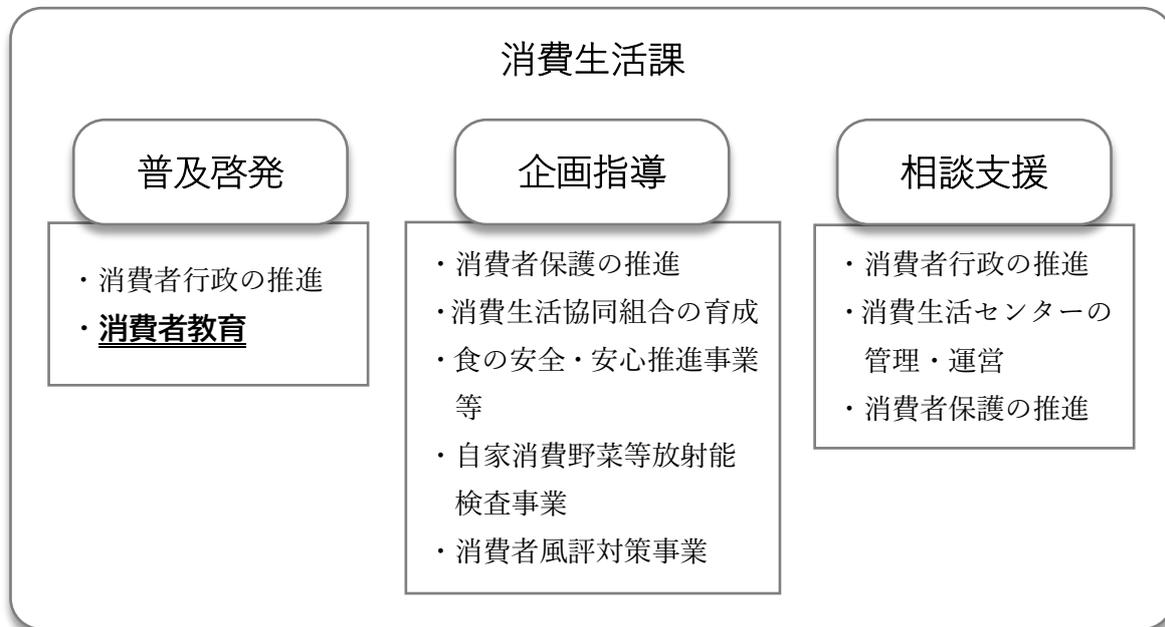
概要の比較



計画移行イメージ

消費者教育推進計画

消費生活課の普及啓発が担当している
「消費者教育」が主な内容



消費者基本計画

消費生活課が行っている消費者行政全体を網羅した内容

